

○やずミニＳＬ博物館条例

(平成 29 年 3 月 23 日条例第 6 号)

改正 令和 2 年 3 月 25 日条例第 16 号 令和 2 年 12 月 22 日条例第 45 号

(設置)

第 1 条 地域活性化及び観光振興を図るため、やずミニＳＬ博物館及び実車場施設（以下「ミニＳＬ博物館等施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ミニＳＬ博物館等施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
やずミニＳＬ博物館	八頭町西谷 560 番地

(施設)

第 3 条 ミニＳＬ博物館等施設を構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ミニＳＬ展示スペース
- (2) 閲覧ピット
- (3) 工作ブース
- (4) 多目的室
- (5) 乗車体験場

(管理)

第 4 条 町長は、ミニＳＬ博物館等施設の管理を、法人その他の団体であつて、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ミニＳＬ等施設の利用及び利用料金の徴収等に関する業務
- (2) ミニＳＬ機関車等の修繕及び管理業務
- (3) 施設、備品等の維持管理に関する業務
- (4) 収益向上のための業務
- (5) 前 4 号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者の管理の期間)

第 6 条 指定管理者がミニＳＬ博物館等施設等管理を行う期間は、指定を受けた日から起算して 3 年の間とする。ただし、再指定は妨げない。

(開館日及び休館日等)

第 7 条 ミニＳＬ博物館等施設の開館日、休館日及び利用時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 指定管理者は、前項に規定する休館日のほか、ミニＳＬ博物館等施設の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。ただし、あらかじめ町長の承認を得て行なうものとする。

(利用の許可)

第 8 条 ミニＳＬ博物館等施設又はその一部を占用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可基準)

第9条 指定管理者は、ミニS L博物館等施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、利用を許可するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を汚損、損傷、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ミニS L博物館等施設の管理上支障があるとき又は指定管理者が適当でないと認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条の利用の許可を受けた者（以下「利用者という。」）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条の許可の取消、利用の制限、若しくは停止、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 利用の許可の条件又は管理人の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

(利用料の収入)

第12条 ミニS L博物館等施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 ミニS L博物館等施設利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める区分に応じて、利用料を納付しなければならない。

(利用料の決定)

第13条 利用料は、別表に定める料金の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認められるときは、前条の利用料金を減免することができる。

2 減免に関する事項は、別に規則で定める。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき又はその他特別な理由があるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、ミニS L博物館等施設の利用を終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、利用の停止若しくは退去を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 17 条 ミニ S L 博物館等施設を利用する者は、ミニ S L 博物館等の施設及び付属設備等を汚損、損傷、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

施設等開館日及び休館日等

区分	ミニ S L 博物館	乗車体験場
開館日	3 月 1 日から 11 月 30 日の水曜日を除く毎日 及び祝日の水曜日	
利用時間	(平日) 午前 10 時から 午後 3 時まで (土日祝) 午前 10 時から 午後 4 時まで	午前 10 時から 午後 3 時まで
休館日	12 月 1 日から 2 月末日並びに毎週水曜日 (水曜日が祝日の場合は翌日)	

附 則(令和 2 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 22 日条例第 45 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2(第 12 条関係)

区分	利用料金	摘要
ミニ S L 博物館入場料	200 円	高校生以上
乗車体験	100 円	1 回につき
乗車体験フリーパス	400 円	1 日限り
乗車体験施設占用利用	3,000 円	1 時間につき
ミニ S L 博物館内施設利用料	1,000 円	1 時間につき

備考 (1) 20 人以上の団体である場合の入館料は 2 割引きとする。

(2) 町又は指定管理者以外の第三者が、営利を目的として乗車体験施設又はミニ S L 博物館内施設を利用する場合は、別に定める。